

令和7年度 南部町鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付要綱

令和7年3月24日 制定
農 林 要 綱 第 1 号

(趣 旨)

第1 町は、鳥獣による農作物の被害防止を図るため、農業者の農地への被害防止柵設置に要する経費に対して、予算の範囲内において、南部町鳥獣被害防止柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については南部町補助金等の交付に関する規則（平成18年1月1日南部町規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 鳥獣とは、南部町鳥獣被害防止計画の対象鳥獣をいう。
- (2) 農業者とは、農畜産業を営む者で、町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人をいう。
- (3) 農地とは、農業者が農畜産物を営む、町内の田畑及び牧場をいう。

(補助金交付対象者)

第3 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）については、別表1のとおりとする。

(補助対象経費及び額等)

第4 補助の対象となる経費及び補助金の額、被害防止柵の要件は、別表2のとおりとし、補助金の額に千円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、1世帯又は1法人につき1回までとする。

(補助金等の交付の申請)

第5 補助金の交付の申請をしようとするときは、町長が指示する日まで補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 町税等納付状況確認同意書（第3号様式）
- (3) 別表3に掲げる農業者を確認することができる書類
- (4) 補助対象経費の見積書
- (5) 設置する被害防止柵の仕様書又はカタログ等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第6 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第6条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、事業費を変更する場合で、補助金額の増減を伴う場合又は廃止する場合は、事業変更（廃止）承認申請書（第5号様式）を町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する書類、帳簿等を備え付け、これらを事業実施年度の翌年度の4月1日より5年間保管すること。

(申請の取下げ)

第8 規則第8条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第9 補助事業者は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日以内又は事業実施年度の3月20日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し
- (2) 被害防止柵の保証書及び納品書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 被害防止柵を設置し、補助対象経費の支払いを完了した日を補助事業の完了日とする。

(補助金等の額の確定)

第10 町長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金等の支払)

第11 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（第8号様式）の提出により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、第6の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 町長が必要と認める場合

(財産の管理)

第13 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項について、その都度町長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 関係）

補助金の交付対象者
次に掲げる要件を全て満たす農業者とする。 1. 農畜産業について、所得税及び住民税申告を行っていること。 2. 町税等の滞納がないこと。 3. 町が行う被害防止柵の使用状況に関する調査等に協力すること。 4. この要綱の規定により、いまだ補助金の交付を受けていないこと。

別表 2（第 4 関係）

補助対象経費	補助金の額	要件
被害防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、金網柵）の資材購入に係る経費 （消費税、地方消費税、送料及び諸経費を除く。）	補助対象経費の 2 分の 1 又は上限 8 万円のいずれか低い額	1. 未使用品であること。 2. 農地に設置し、鳥獣被害の防止に効果が認められるもの。

別表 3（第 5 関係）

区分	提出書類
法人	1. 直近年の法人確定申告書第 1 表の写し 2. 直近年の法人事業概況説明書の控えの写し
個人	1. 青色申告 (1) 直近年の所得税確定申告書第 1 表の控えの写し (2) 直近年の所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えの写し 2. 白色申告 (1) 直近年の所得税確定申告書第 1 表の控えの写し (2) 直近年の収支内訳書（農業所得用）の控えの写し 3. 町民税・県民税申告 (1) 直近年の町民税・県民税申告書の写し (2) 直近年の収支内訳書（農業所得用）の控えの写し